

令和6年度八戸市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等（以下「障害者就労施設」という。）
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

5 調達する物品等

市が調達する物品等のうち、草刈作業、廃棄文書リサイクル処理、パンフレットデザイン業務、その他障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達の目標

この方針により、令和6年度に市が調達する物品等の調達目標は次のとおりとする。

区分	種別	調達目標
物品・役務	草刈作業、廃棄文書リサイクル処理、パンフレットデザイン業務等	12,000千円

7 調達推進方法

(1) 基本的な考え方

ア 全庁的な取組の推進

障がい者の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。

イ 他の施策等との調和等

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、予算の適正な執行等に努める。

(2) 障害者就労施設からの物品等の調達

ア 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

イ 随意契約による調達の活用

障害者就労施設からの物品等の調達において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。

ウ 障害者就労施設への配慮

物品等の調達に当たっては、障害者就労施設に対し、可能な限り調達内容の仕様を分かりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に努める。

エ 障害者就労施設への支援

障害者就労施設に対して、物品等の質の確保や供給できる品目の拡大等、調達の拡大に向けた適切な情報提供に努める。

(3) 検討

障がい者を多数雇用している企業及び在宅就業障害者等については、その実態や調達に関する現行施策等を踏まえて、調達の推進のあり方を検討していくものとする。

なお、市では、障がい者の雇用に努める市内の企業から、物品等を優先的に調達する取組を実施しており、この取組を継続して実施することにより、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

8 調達方針の作成及び調達実績の公表

(1) この方針は、毎年度作成するものとし、作成後遅滞なく公表する。

(2) この方針による調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から実施する。